

京都府産材を
使用して
新築・増改築
内装工事を
しませんか

京都府は

「環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業」で
京都で育った木を使った家づくりを支援します。

上限40万円(通常の住宅等)

上限60万円(多子世帯※が居住するための住宅等)

※18歳以下の子どもが3人以上いる世帯

構造材等は
使用材積1m³あたり1万円※

※多子世帯用交付対象住宅等の場合は15,000円



併用して
申請できます

内装材は
使用面積1m²あたり2,000円※

※多子世帯用交付対象住宅等の場合は3,000円



北山丸太・京銘竹は
購入金額の1/2(上限4万円)

(注!)北山丸太・京銘竹の
交付金の受け取りには、製
品に添付されていたラベルの
写し又は製品証明書が必要
です!



(注!)

- ・建築期間中、認証木材を使用している住宅等である旨の標識等を自ら設置し、普及していただく必要があります。
- ・認証木材等を使用している施工状況・普及啓発状況の写真の提出が必須です。撮り忘れ等があった場合は、交付金を支払えない可能性がありますので御注意ください。



交付対象者

緑の工務店(登録制)又は特定事業者(注)
(注:1件の工事金額が1,500万円未満の増改築・内装工事に限る)



交付対象建築物

住宅・店舗・事務所・児童福祉施設等

(例)
保育所
老人ホーム

交付要件

<1戸あたり認証木材使用量>

- 新築 → 5m³以上使用 (構造材等、内装材の総材積)
- 増改築 → 1m³以上使用 (構造材等、内装材の総材積)
- 内装工事のみ → 10m²以上使用 (内装材の総面積)

※ 詳細は下記の振興局等にお問い合わせください。

「認証木材」とは

「京都府産木材認証制度(ウッドマイレージCO₂認証制度)」によって、京都府産木材であることが証明され、輸送過程のCO₂排出量が計算された木材のことです。

地元で育てた木を地元で使う。木にも、人にも、地球にも、それが一番いい。

【お問い合わせ先：工事を行う現場の住所地を所管する振興局等へご連絡ください。】

京都府林務課木材産業担当 075-414-5011 京都林務事務所 075-451-5724
山城広域振興局林業振興担当 0774-21-3450 南丹広域振興局林業振興担当 0771-22-1017
中丹広域振興局林業振興担当 0773-62-2586 丹後広域振興局林業振興担当 0772-62-4306

URL <<http://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100029.html>>

